

「一歩踏み出す勇気 未来につなぐプロジェクト」に関する協定書

兵庫県芦屋市教育委員会（以下「甲」という）と一般社団法人 LINK UP（以下「乙」という）とセンス・トラスト株式会社（以下「丙」という）は、「一歩踏み出す勇気 未来につなぐプロジェクト」の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携協定して、芦屋市立学校の子どもたちに本物に触れる経験や探究の機会を提供することにより、子どもたちの主体的に考える力、問題を解決する力、コミュニケーション能力及び表現力等の向上に資することを目的とする。

（連携協力事項及び役割分担）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために連携協力をしてプロジェクトを実施するものとし、その主な役割分担は次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 乙に対し、事業の立案及び運営に関する助言等を行う。
- イ 実施する事業に関する活動場所の調整等を行う。
- ウ 実施する事業に関する周知を行う。

（2）乙の役割

- ア 前条の目的を達成するために必要な事業の企画立案及び運営を行う。
- イ 事業の実施に関し、甲及び丙と必要な調整を行う。
- ウ 事業の実施に関し、必要な人材等の確保を図る。

（3）丙の役割

- ア 事業の実施に係る費用を負担する。
- イ 事業の実施に関し、必要な人材等の確保を図る。

（守秘義務等）

第3条 甲、乙及び丙は、互いに本協定に関して知り得た相手方の秘密及び本協定の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は、本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 前項に規定するほか、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲、乙及び丙が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

(協議)

第 5 条 本協定書に定めない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書を 3 通作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 1 日

甲 兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号
芦屋市教育委員会
芦屋市教育長

印

乙 兵庫県神戸市中央区磯上通 8 丁目 1 番
2 9 号サベラビル C & M 4 0 3 号室
一般社団法人 LINKUP
代表理事

印

丙 大阪府大阪市北区西天満 4 丁目 3 番 7 号
株式会社 センス・トラスト
代表取締役社長

印